

受託事業費等取扱規程

（総 則）

第1条 当協会が受ける調査等の受託事業・補助事業（以下、受託事業等という）に係る直接費、間接費等の取扱いは、原則として本規程の定めるところによるものとする。

（資金繰り）

第2条 契約に当たっては、協会の資金繰りに支障をきたさないよう、前払、概算払又は分割払を受けることも考慮するものとする。

（見 積 書）

第3条 契約に当たっては、契約の相手方に協会作成の見積書を提示し、協議するものとする。

（直 接 費）

第4条 見積書の作成に当たって、当該受託事業等に係る直接費については、原則として受託事業等の積算基準をもとに契約の相手方と協議して計上するものとする。

（間 接 費）

第5条 見積書の作成に当たって、当該受託事業等に係る間接費については、原則として直接費に 15 ないし 20%を乗じて得た額の範囲内を管理費とし、契約の相手方と協議して計上するものとする。

（流 用）

第6条 契約に当たっては、予め契約の相手方と、精算時に支障が生じないよう、当該受託事業等の精算時における流用の範囲について協議するものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 令和8年4月8日改正承認。令和8年4月9日から施行。

受託事業等の積算基準

受託事業・補助事業（以下、受託事業等という）において、経費の積算基準は別表の通りとする。

別 表

経 費 積 算 基 準

(税別)

項 目	金 額	備 考
(1) 委員謝金	1 回につき	委員会への外部委員の出席に対する謝金
委員長	13,000~26,000円	
委 員	10,000~20,000円	
(2) 謝金	1 回につき（限度額）	講演に対する謝礼
	大学教授級	1 回の講演時間2時間
	30,000~100,000円	
	大学助教授級	同上
	20,000~70,000円	
	その他	同上
	15,000~30,000円	
(3) 派遣依頼	外部専門家、協会OB等	その他、派遣依頼に対する謝金
	15,000~50,000円	（1 日）
(4) 旅費	協会旅費規程による	外部委員の委員会に出席するための交通費（旅費を支給する者を除く。）
(5) 委員交通費	1 回につき	
	1,000円	
(6) 委託費、印刷費、 その他直接経費	妥当な実費積算による	

